

事 務 連 絡
令和8年3月5日

物品入札参加資格者名簿登録事業者 各位

福井市財政部契約課長

物品の購入に係る納品書・請求書の受領について（依頼）

日ごろは、本市の物品等の調達にご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、本市では福井市 DX 推進計画に基づき、事務の効率化を図るため、令和8年度以降、原則すべての財務会計事務を電子化する方針です。

これに伴い、納品書・請求書の取り扱いについて、下記のとおり変更させていただきますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 納品書・請求書の取り扱いについて

【現 在】予算課で納品確認後、契約課で受領

↓

【変更後】予算課で納品確認後、**そのまま予算課で受領**

※別途、契約課への送付は不要です。

2 開始時期

令和8年4月1日（水）

3 その他

（1）物品等の調達に際しての見積依頼は、これまでどおり契約課から行います。

（2）見積書等の書類は、一定の要件を満たせば押印省略が可能です。押印省略の条件を満たす書類は、メール、FAX 等での提出も可能ですので、事務効率化のため積極的にご活用ください。

押印省略の要件

見積書等に「担当者名」及び「連絡先」が明記されていること

【問合せ先】

福井市財政部契約課物品契約係

TEL 20-5277

FAX 20-5734

E-mail keiyaku@city.fukui.lg.jp